佐世保工業高等専門学校キャリアコーディネーター規程

(平成28年10月20日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、佐世保工業高等専門学校(以下「本校」という。) におけるキャリア コーディネーターに関し必要な事項を定めるものとする。

(職名)

第2条 本校の学生等のキャリア形成の促進及び進路相談の支援に従事する者の職名をキャリアコーディネーターとする。

(資格)

第3条 キャリアコーディネーターとなることができる者は、本校学生が必要とする進路 相談等キャリア教育支援に適切な対応が可能であると認められる者で、EDGE キャリア センター長の推薦に基づき、校長が任命する。

(非常勤教職員の雇用)

第4条 学外の者をキャリアコーディネーターとして任命する場合は、独立行政法人国立 高等専門学校機構非常勤教職員就業規則に基づき雇用する非常勤教職員とする。

附則

この規程は、平成28年10月20日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。